

固定給者 あんしん保険制度の おすすめ

団体割引等
最大 **68.5%**
入院手術保険 /
所得補償保険

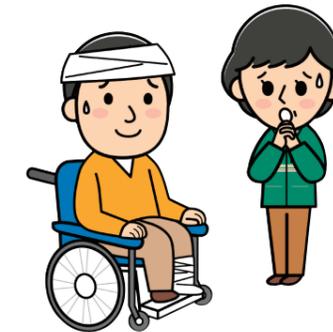
入院手術保険

病気やケガ※での
入院、手術に備える
※就業中以外のケガ



所得補償保険

病気やケガで
働けなくなった際の
収入減に備える



生命保険

万一の場合
(死亡・高度障害)
に備える



固定給者あんしん保険制度のポイント

Point 1

団体のスケールメリットを
活かした
お手頃な保険料!

Point 2

保険料は
**固定給者ご本人様の
口座振替**

Point 3

ご自身のニーズに
合わせて
自由に組み合わせ!



資料請求・手続き

資料請求はこちら!

固定給者様に配布するために
追加でパンフレットをご希望の場合



入院手術保険、所得補償保険の お申込みはこちら!

入院手術保険、所得補償保険の
新規ご加入をご希望の場合
※Web申込となります



手続きの流れ

- ① 右記2次元コードよりWeb申込手続き
- ② 本冊子巻末の預金口座振替依頼書を記入
※ネットプリント(番号:63024728)でも印刷可
- ③ 本冊子巻末の送付用ラベルを使用しポストへ投函
※ネットプリント(番号:50009610)でも印刷可

生命保険の 申込書類請求はこちら!

生命保険の新規加入をご希望の場合
※書面申込となります



手続きの流れ

- ① 右記2次元コードより申込書類を請求
- ② 申込書類を記入・捺印
- ③ 返信用封筒に入れポストへ投函

お問合せ先

【加盟店共済会事務局】

TEL:03-6238-3762

受付時間:9:30~17:30 ※土日祝日・年末年始除く





固定給者あんしん保険制度

加入対象者:固定給者様

保険料は固定給者様ご自身の口座振替にて引き落としとなります

万一のとき

死亡 高度障害

病気やケガになったとき

(後遺)障害 入院 就業不能 手術

主な目的

固定給者 入院手術保険

P.06~

加入対象年齢

2025年7月1日時点で
満69歳の方まで新規加入できます

Webでのお手続きになります。詳細は、P.40



● 病気や就業中以外のケガでの入院・手術等への備えとして

※就業中のケガを除く

固定給者 所得補償保険

P.10~

加入対象年齢

2025年7月1日時点で
満69歳の方まで新規加入できます

Webでのお手続きになります。詳細は、P.40



(ケガのみ)



(ケガのみ)



● 病気やケガで働けない際の備えとして

固定給者 生命保険

P.14~

加入対象年齢

2025年7月1日時点で
満75歳6か月以下の方まで新規加入できます

書面でのお手続きになります。詳細は、P.40



(ケガのみ)

● 遺族保障

共通事項・ 注意情報等

P.18~

【意向確認のお願い】

加入・増額の際は、ご意向に沿った内容かお申込みの前に必ずご確認ください。(生命保険の場合はP.32に記載の確認事項)

〈自動継続の取扱いについて〉

前年から加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年加入の内容に応じたプランでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

【加入資格確認のお願い】

入院手術保険・所得補償保険・生命保険は、セブン-イレブンのSCによる固定給者登録のある従業員様専用の保険です。退職または、固定給登録から時給者登録に変更になった場合は、速やかに脱退手続きが必要となるため、セブン-イレブン加盟店共済会事務局までご連絡をお願いいたします。

加入申込手続きの流れ P.40
 保険金等請求の流れ P.41
 よくある質問 P.42



知れば納得!

おすすめプランのご紹介

年齢やライフプランが変われば、必要な保障(補償)額も大きく変わります。大切なのは、その時々自分に合った保険を選ぶことです。家族構成・生活環境が変化したときには加入している保険の内容をよく確認し、その時々ニーズに適した保険に加入しましょう。

組み合わせは自由!「入院手術保険」「所得補償保険」「生命保険」それぞれ1商品のみのお申込みもできます。

20代

入社



保険加入は社会人としての責任

万一、自分になにかあった際に社会人としての責任を果たせるよう、保険の加入を検討しましょう。

結婚



大切な家族を守るために保障(補償)を見直そう

家庭を築いたら、自分に万一のことがあったときに家族の生活を保障(補償)する保険も必要になります。独身時代に入っていた保険を確認し、保障(補償)内容を再検討しましょう。

30代

子ども誕生



家族が増えたら保障(補償)も増やそう

家族が増えたら日常生活のリスクも高まります。病気とケガに備えることも重要になります。

40代

住宅購入



責任が重い年代に十分な保障(補償)を

マイホームを購入したら、万一の保障(補償)の再検討が必要です。

50代・60代

子どもの進学



子どもの学費、自身の病気も心配な年齢に

これまで以上にがんなどの病気が心配な年齢に。また、子どもの学費など、出費が多い時期。保障(補償)はしっかり備えましょう。

子ども独立



子どもが独立したら保険を見直そう

子どもが独立したら、今の生活にあった保障(補償)に見直しましょう。

おすすめプラン内容

25歳の場合

入院手術保険 一時金ありプラン 年間保険料 5,310円

所得補償保険 9万円 年間保険料 2,610円

生命保険 300万円 月額保険料 390円

30歳の場合

入院手術保険 一時金ありプラン 年間保険料 6,350円

所得補償保険 12万円 年間保険料 4,350円

生命保険 1,000万円 月額保険料 1,050円

35歳の場合

入院手術保険 一時金ありプラン 年間保険料 6,490円

所得補償保険 15万円 年間保険料 6,970円

生命保険 3,000万円 月額保険料 2,650円

40歳の場合

入院手術保険 一時金ありプラン 年間保険料 6,520円

所得補償保険 15万円 年間保険料 8,890円

生命保険 3,000万円 月額保険料 3,550円

45歳の場合

入院手術保険 一時金ありプラン 年間保険料 7,510円

所得補償保険 15万円 年間保険料 10,750円

生命保険 3,000万円 月額保険料 6,070円

55歳の場合

入院手術保険 一時金ありプラン 年間保険料 12,190円

所得補償保険 12万円 年間保険料 10,820円

生命保険 1,000万円 月額保険料 4,350円

お申込方法

詳細については、P.40を参照ください

入院手術保険

申込方法 WEB手続きフォーム^(注1)よりお申込の上、口座振替依頼書^(注2)を提出

- (注1)WEB手続きフォームは右記二次元コードよりアクセスください (Webのお申込みの最後に必要なアクセスコード: 7kyousaikai)
- (注2)口座振替依頼書はパンフレット巻末をコピーしてください。提出時は、パンフレット巻末の「送付用ラベル」をご使用ください。



申込締切日:毎月月末 Web申込・書類必着(翌々月1日加入)

【ご注意】すでに入院手術保険、所得補償保険のいずれかに加入されている方がプラン変更、もしくは各保険のご加入を希望する場合、受付できる期間は2025年4月15日～2025年5月31日までとなります。詳細は、加盟店共済会事務局までご連絡ください。

所得補償保険

生命保険

申込方法 書面^(注3)にて申込

- (注3)① 固定給者生命保険加入・変更申込書兼告知書
- ② 預金口座振替依頼書
- ③ 住所登録用紙



書類一式は右記二次元コードよりご請求ください。

申込締切日:毎月15日(翌月1日加入)

入院手術保険

所得補償保険

生命保険

共通事項・注意情報等

固定給者 入院手術保険

損害保険の団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

最大68.5%割引!!

2025年7月1日時点で
満69歳の方
まで新規
加入できます

<保険期間>

2025年7月1日午後4時～2026年7月1日午後4時

「**病気**」+「**日常のケガ**」^(注1)を補償

(注1)就業中以外のケガ

日帰り入院から**5,000円/日**をお支払い

入院時一時金ありプランも選択可能

保険金はいくら支払われるの?

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金額	対象プラン	
			入院時一時金ありプラン	スタンダードプラン
入院保険金 初日から補償	ケガ(就業中以外)や病気で入院したとき	1日につき5,000円 1,095日以内 365日限度	○	○
手術保険金	ケガ(就業中以外)や病気で手術を受けたとき	入院中の手術: 5万円 入院中以外の手術: 2.5万円	○	○
放射線治療保険金	病気で放射線治療を受けたとき	5万円	○	○
入院時一時金 初日から補償	ケガ(就業中以外)や病気で入院したとき	10万円	○	×

※入院保険金(ケガ)、手術保険金(ケガ)、入院時一時金(ケガ)には、天災危険補償特約および就業中の傷害危険対象外特約がセットされています。重要事項のご説明「契約概要」および「注意喚起情報」(P.29～31)を必ずお読みください。

※保険金の正式名称はP.18～19をご確認ください。

【ご注意】①保険期間開始日前に発生したケガや病気(先天性のものを含む)が原因の場合は、お支払いの対象となりません。ただし、継続加入である場合は、お支払いできる場合がありますので、P.26の6をご確認ください。

②妊娠・出産に起因する入院や手術については、異常分娩と認められる場合等、療養の給付等の対象となるべき期間については支払対象となります。

③その他、P.18～20に掲載の「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する場合は、見舞金(保険金)はお支払いできません。

加入対象者(加入資格)は?

固定給者様

※お申込人・被保険者(補償対象者)本人(*)となれる方の詳細はP.24をご確認ください。

※セブン-イレブン給与システムによる固定給者登録のある方に限られます。

※健康状態によっては、加入できない場合があります。

※脱退のお手続きをしない限りは自動継続となります。なお、ご継続は、加入者が満75歳に達した直後の7月1日午後4時までの補償となります。以後のご継続はできません。

※退職または、固定給者登録から時給者登録に変更となった場合は、速やかに脱退手続きが必要となります。

※この保険はセブン-イレブン加盟店共済会が保険契約者となる団体契約です。

保険料の払込方法は?

固定給者ご本人様の口座振替になります。(ご本人様負担)

振替日は補償開始月の27日(金融機関休業日は翌営業日)、**保険料は年払い**です。

加入・プラン拡大継続の取扱

	対象年齢(2025年7月1日時点)	対象者	お申込み方法
加入・プラン拡大	満15歳以上、満69歳以下	1955(昭和30)年7月2日～2010(平成22)年7月1日生まれの方	P.40参照
継続	満74歳以下	1950(昭和25)年7月2日以降生まれの方	

“年間”の保険料は?

保険料年払い

口座振替

年齢	生年月日	年間保険料	
		入院時一時金ありプラン	スタンダードプラン
15歳～19歳	2005(平成17)年7月2日～2010(平成22)年7月1日	3,470円	2,270円
20歳～24歳	2000(平成12)年7月2日～2005(平成17)年7月1日	4,280円	2,780円
25歳～29歳	1995(平成7)年7月2日～2000(平成12)年7月1日	5,310円	3,510円
30歳～34歳	1990(平成2)年7月2日～1995(平成7)年7月1日	6,350円	4,150円
35歳～39歳	1985(昭和60)年7月2日～1990(平成2)年7月1日	6,490円	4,290円
40歳～44歳	1980(昭和55)年7月2日～1985(昭和60)年7月1日	6,520円	4,320円
45歳～49歳	1975(昭和50)年7月2日～1980(昭和55)年7月1日	7,510円	5,210円
50歳～54歳	1970(昭和45)年7月2日～1975(昭和50)年7月1日	9,310円	6,610円
55歳～59歳	1965(昭和40)年7月2日～1970(昭和45)年7月1日	12,190円	8,890円
60歳～64歳	1960(昭和35)年7月2日～1965(昭和40)年7月1日	17,070円	12,670円
65歳～69歳	1955(昭和30)年7月2日～1960(昭和35)年7月1日	25,450円	19,450円
70歳～74歳	1950(昭和25)年7月2日～1955(昭和30)年7月1日	36,410円	28,710円

※保険料は毎年7月1日現在の年齢により決まります。※年齢は2025年7月1日時点での満年齢となります。

※入院手術保険の保険料は、①被保険者数によって決まる「団体割引率」②「大口契約割引率」③過去の損害率によって決まる「損害率による割引率(割増もあります)」の3つの割引率で決定されます。なお、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

補償内容

入院保険金

ケガ(就業中以外)や病気で入院された場合に、入院日数に応じ入院保険金をお支払いします。
 ※支払限度日数 365日 支払対象期間 1,095日

ケガ・病気 (傷害入院保険金) (疾病入院保険金)	入院保険金日額 5,000 円(免責0日)
---------------------------------	------------------------------

手術保険金・放射線治療保険金

ケガ(就業中以外)や病気で、治療のために手術^(注1)等を受けた場合に、以下のとおり保険金をお支払いします。

	入院中の手術	入院中以外の手術
ケガ (傷害手術保険金)	[傷害入院保険金日額(5,000円)×10倍=5万円] 5万円	[傷害入院保険金日額(5,000円)×5倍=2.5万円] 2.5万円
病気 (疾病手術保険金)	[疾病入院保険金日額(5,000円)×10倍=5万円] 5万円	[疾病入院保険金日額(5,000円)×5倍=2.5万円] 2.5万円
病気 (疾病放射線治療保険金)	[疾病入院保険金日額(5,000円)×10倍=5万円] 放射線治療を受けた場合は、1回につき疾病放射線治療保険金 5万円 をお支払いします。	

(注1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為、または先進医療に該当する診療行為が補償の対象となります。詳細はP.23に掲載の「用語のご説明」の「手術」をお読みください。

入院時一時金 (入院時一時金ありプランの場合)

ケガ(就業中以外)や病気で入院した場合、下記の保険金をお支払いします。

傷害入院時一時金 疾病入院時一時金	傷害・疾病それぞれ保険金のお支払額 10万円
----------------------	-------------------------------

【ご注意】 ● 傷害入院時一時金のお支払いは1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。
 ● 疾病入院時一時金のお支払いは1回の疾病入院につき1回を限度にお支払いします。

保険金のお支払対象となる事故・症状

	就業中に起因して生じた事故・ 症状による入院	就業中以外に起因して生じた事故・ 症状による入院
ケガ	対象外 ^(注2)	対象
病気		対象

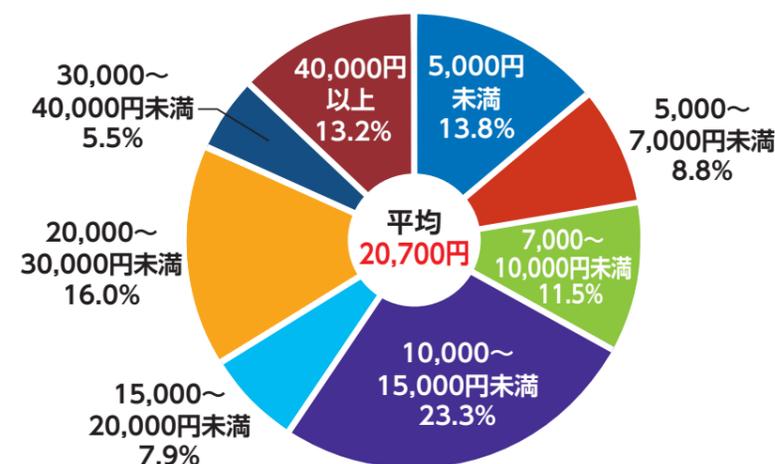
(注2) 就業中のケガによる入院は、従業員業務傷害見舞金と重複するため、対象外としています。
 通勤途上のケガはお支払いの対象となります。(就業中の傷害危険対象外特約をセットしています。)

補償の
必要性

入院すると、どれくらいの費用が必要?

治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費や衣類、日用品などを含めると1日あたりの自己負担費用は **平均** 20,700円となります。入院時の備えとして、入院手術保険をぜひ活用ください!

入院時の1日あたりの自己負担費用



※過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人。
 ※高額療養費制度を利用した場合は、利用後の金額。
 ※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含みます。

出典: 生命保険文化センター 令和4年度「生活保障に関する調査」

入院時には治療費以外にも様々な出費が発生します。入院日数にかかわらず定額の保険金が受け取れる「入院時一時金」は、諸費用の備えとして活用いただけます。
ぜひ、「入院時一時金ありプラン」への加入を検討ください。



差額ベッド代や交通費などの諸費用を含めると意外と出費は大きいんだね。
 入院した時の備えを検討してみよう。

固定給者 所得補償保険

損害保険の団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

最大68.5%割引!!

2025年7月1日時点で
満69歳の方
まで新規
加入できます

<保険期間>

2025年7月1日午後4時～2026年7月1日午後4時

病気やケガで働けない期間を補償

※就業不能期間が14日を超えた場合に保険金をお支払いします。

働き方に合わせた保険金額の設定が可能

保険金はいくら支払われるの?

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金額
所得補償保険金 15日目から補償	病気やケガで働けなくなったとき 最大12か月分	1か月 15万円/12万円/9万円 (3プラン選択制)
傷害死亡・後遺障害保険金	事故によるケガ(就業中以外)で死亡や 後遺障害が残ったとき 180日以内	10万円(全プラン共通)

※所得補償保険金、傷害死亡・後遺障害保険金には、天災危険補償特約がセットされています。

※傷害死亡・後遺障害保険金には、就業中の傷害危険対象外特約がセットされています。

※重要事項のご説明「契約概要」および「注意喚起情報」(P.29~31)を必ずお読みください。

加入対象者(加入資格)は?

固定給者様

※お申込人・被保険者(補償対象者)本人(*)となれる方の詳細はP.24をご確認ください。

※セブン - イレブン給与システムによる固定給者登録のある方に限られます。

※健康状態によっては、加入できない場合があります。

※脱退のお手続きをしない限りは自動継続となります。なお、ご継続は、加入者が満75歳に達した直後の7月1日午後4時までの補償となります。以後のご継続はできません。

※退職または、固定給者登録から時給者登録に変更となった場合は、速やかに脱退手続きが必要となります。

※この保険はセブン - イレブン加盟店共済会が保険契約者となる団体契約です。

保険料の払込方法は?

固定給者ご本人様の口座振替になります。(ご本人様負担)

振替日は補償開始月の27日(金融機関休業日は翌営業日)、保険料は年払いです。

加入・継続の取扱

	対象年齢(2025年7月1日時点)	対象者	お申込み方法
加入	満15歳以上、満69歳以下	1955(昭和30)年7月2日～ 2010(平成22)年7月1日生まれの方	P.40 参照
継続	満74歳以下	1950(昭和25)年7月2日以降 生まれの方	

“年間”の保険料は?

保険料年払い

口座振替

年齢	生年月日	年間保険料		
		1か月 15万円プラン	1か月 12万円プラン	1か月 9万円プラン
15歳～19歳	2005(平成17)年7月2日～2010(平成22)年7月1日	2,550円	2,040円	1,540円
20歳～24歳	2000(平成12)年7月2日～2005(平成17)年7月1日	3,820円	3,060円	2,310円
25歳～29歳	1995(平成7)年7月2日～2000(平成12)年7月1日	4,320円	3,460円	2,610円
30歳～34歳	1990(平成2)年7月2日～1995(平成7)年7月1日	5,430円	4,350円	3,270円
35歳～39歳	1985(昭和60)年7月2日～1990(平成2)年7月1日	6,970円	5,580円	4,200円
40歳～44歳	1980(昭和55)年7月2日～1985(昭和60)年7月1日	8,890円	7,120円	5,350円
45歳～49歳	1975(昭和50)年7月2日～1980(昭和55)年7月1日	10,750円	8,610円	6,470円
50歳～54歳	1970(昭和45)年7月2日～1975(昭和50)年7月1日	12,640円	10,120円	7,600円
55歳～59歳	1965(昭和40)年7月2日～1970(昭和45)年7月1日	13,510円	10,820円	8,120円
60歳～64歳	1960(昭和35)年7月2日～1965(昭和40)年7月1日	14,320円	11,460円	8,610円
65歳～69歳	1955(昭和30)年7月2日～1960(昭和35)年7月1日	17,170円	13,740円	10,320円
70歳～74歳	1950(昭和25)年7月2日～1955(昭和30)年7月1日	28,570円	22,860円	17,160円

※保険料は毎年7月1日現在の年齢により決まります。※年齢は2025年7月1日時点での満年齢となります。

※所得補償保険の保険料は、①被保険者数によって決まる「団体割引率」②「大口契約割引率」③過去の損害率によって決まる「損害率による割引率(割増もあります)」の3つの割引率で決定されます。なお、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

補償内容

所得補償保険金 ※てん補期間1年、免責期間14日

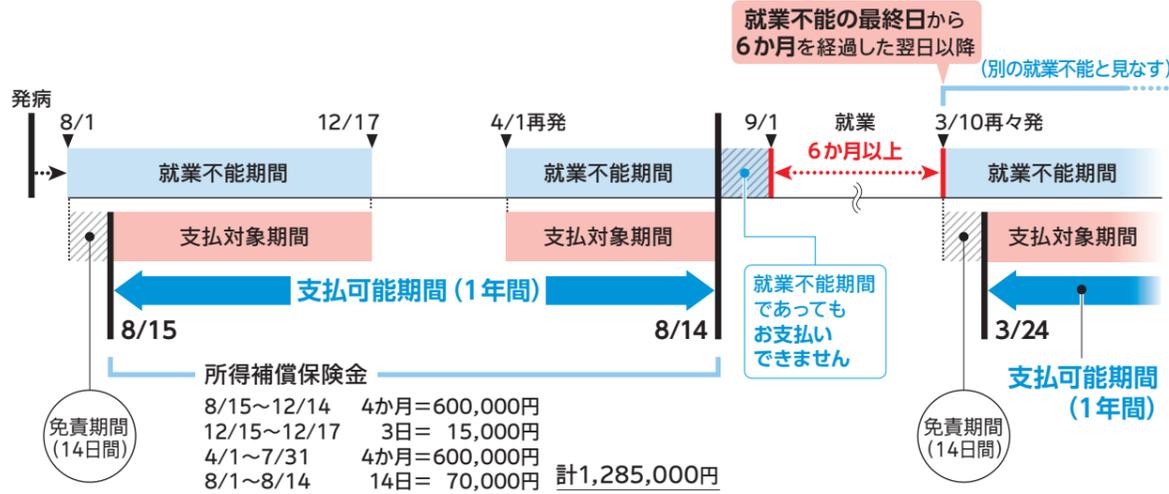
病気やケガのために働けない状態が14日を超えて継続した場合に、15日目からの認定期間について所得補償保険金をお支払いします。また、被保険者が骨髄採取手術を受け、その直接の結果として就業不能となった場合も保険金をお支払いします。

支払対象期間	保険金額		
	1か月(注1)	15万円	12万円
病気やケガのために働けない期間(就業不能期間)の15日目から	最大保険金受取額		
	最大12か月	180万円	144万円

(注1)・支払対象期間の初日から翌月以降の応当日の前日までをそれぞれ1か月として計算します。
 ・就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

- ※就業不能期間の認定は、医師による治療管理下にある期間が前提です。
- ※妊娠または出産による就業不能や、精神障害(*)を被り、これを原因として生じた就業不能は、所得補償保険金のお支払いの対象となりません。
- (*)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。
 (支払対象外となる精神障害の例) 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害 など

●所得補償保険金のお支払例 (保険金額15万円、同一の病気による請求の場合)



所得補償保険金に関するQ&A

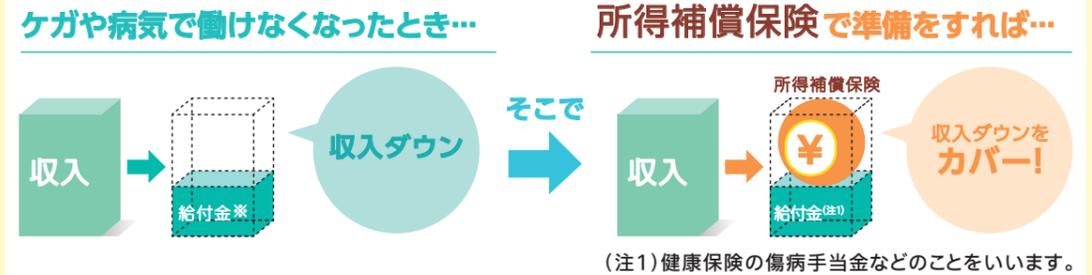
Q プラン選択で注意する点がありますか？

A 所得補償保険金のお支払いにあたっては、「平均月間所得額※」を確認いたします。「平均月間所得額」が選択した保険金額を下回る場合は、「平均月間所得額」を最大として保険金のお支払いとなります。ご自身の年間所得を鑑みて、プランを選択ください。(設定割合についてはP.27をお読みください。)

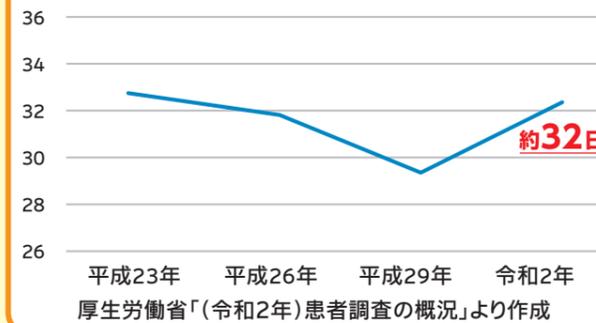
※平均月間所得額:「休業・所得証明書」を保険会社へご提出いただけます。年間の給与所得をオーナー様へご確認ください。お手続きの詳細については、加盟店共済会事務局までお問い合わせください。

補償の必要性 所得補償保険って、どんな時に役に立つ？

働けなくなって、収入が減少したときのものも備えとなります！



退院患者の平均在院日数



入院日数の平均を見ると1か月くらいだから、その間働けないとお給料が減ってしまうなあ。

循環器系の疾病は長期化する傾向にあります。脳血管疾患は平均で「77.4日」、高血圧性疾患は平均で「47.6日」となっています。長期間の入院においては医療費に加え、収入の減少に備える必要があります。所得補償保険をぜひ活用ください。

お支払い事例 所得補償保険って、いくら支払われるの？

〈事例〉1か月12万プランの場合

自宅の階段で転んで骨折。入院と自宅療養が必要となり、就業できない期間が40日間に及んだ。

⇒15日目～40日目が補償の対象となります。(計26日)

保険金: $120,000 \div 30 \times 26日 = 104,000円$



固定給者 生命保険

団体定期保険

最高3,000万円まで
選択可能!

2025年7月1日時点で
満75歳6か月以下
の方まで新規加入
できます

病気やケガによる万一の 場合の保障が準備できます

〈保険期間〉お申込みの時期によって、責任開始日が異なります。
※詳細はP.33をご確認ください。

どんなときに役に立つの?

保険金・給付金が支払われる場合の主な事由は以下のとおりです。いずれも保険期間中(責任開始日以後)に該当した場合に限ります。

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態 (P.35の別表1参照) になった場合
災害保険金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡した場合、または、責任開始日以後に発病した特定感染症 (P.35の別表2参照) により死亡した場合
障害給付金	責任開始日以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に給付割合表 (P.36の別表3参照) に定める所定の身体障害状態に該当した場合 ※障害給付金額は給付割合表に定める障害等級に応じて定まります。

(注) 保障内容や、保険金・給付金が支払われない場合などの詳細は必ず「契約概要 生命保険 (団体定期保険)」、「注意喚起情報 生命保険 (団体定期保険)」(P.32~36、P.38~39) をご確認ください。

加入対象者 (加入資格) は?

固定給者様

- ※ セブン - イレブン 給与システムによる固定給者登録のある方に限られます。
- ※ 健康状態によっては、新規加入・増額できない場合があります。
- ※ 退職または、固定給者登録から時給者登録に変更となった場合は、速やかに脱退手続きが必要となります。

保険料の払込方法は?

固定給者ご本人様の口座振替になります。(ご本人様負担)
振替日は責任開始月の27日 (金融機関休業日は翌営業日)、**保険料は月払いです。**

※万一、2か月連続で引き落とし不能となった場合は脱退となるため、ご注意ください。

加入・増額・継続の取扱

	対象年齢	対象者
加入・増額	満14歳6か月超、満75歳6か月以下 (2025年7月1日(更新日)時点の年齢です)	1950(昭和25)年1月2日~ 2011(平成23)年1月1日生
継続	満80歳6か月に達した直後の6月末日まで	1945(昭和20)年1月2日以降生

保障金額と“毎月”の保険料は?

保険料月払い 口座振替

保障金額	保険料月払い					
	死亡保険金額 または 高度障害保険金額	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	300万円
	災害保険金額	500万円	500万円	500万円	500万円	300万円
障害給付金額 (障害等級に応じて)	50~500万円	50~500万円	50~500万円	50~500万円	50~500万円	30~300万円
保険料 (月額)・男女共通	15~35歳 1990(H2).1.2~2011(H23).1.1生	2,650円	1,850円	1,050円	650円	390円
	36~40歳 1985(S60).1.2~1990(H2).1.1生	3,550円	2,450円	1,350円	800円	480円
	41~45歳 1980(S55).1.2~1985(S60).1.1生	6,070円	4,130円	2,190円	1,220円	732円
	46~50歳 1975(S50).1.2~1980(S55).1.1生	10,150円	6,850円	3,550円	1,900円	1,140円
	51~65歳 1960(S35).1.2~1975(S50).1.1生	12,550円	8,450円	4,350円	2,300円	1,380円
	66~70歳 1955(S30).1.2~1960(S35).1.1生	-	-	9,050円	4,650円	2,790円
	71~75歳 1950(S25).1.2~1955(S30).1.1生	-	-	14,150円	7,200円	4,320円
76~80歳 1945(S20).1.2~1950(S25).1.1生	-	-	22,050円	11,150円	6,690円	

- ※ 記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は2025年7月1日(更新日)時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。
- ※ 上記の保険料は概算保険料(月額)です。確定保険料は、更新時の申込締切後、算出します(初回保険料より確定保険料が適用されます)。
- ※ 更新日時点で66歳以上の方の保険金額は、1,000万円が上限となります。
- ※ 保険料は毎年更新時に見直され、「本部からの案内」にて8月中旬頃に通知します。
- ※ 保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。
- ※ この保険は掛け捨てのため、解約返戻金・満期保険金はありません。また、保険期間中に解約もしくは失効した場合も解約返戻金はありません。
- ※ この保険には割戻金(配当金)はありません。

脱退・退職の際は

▶ 必ず加盟店共済会事務局へご連絡ください。(毎月末日締め)

脱退事由(P.34の「8.制度からの脱退等」参照)に該当したときは、該当した月の末日までに事務局へご連絡ください。
期日までにご連絡がないと、保険料を引き続きご負担いただくこととなります。

【加盟店共済会事務局】 TEL: 03-6238-3762 受付時間: 9:30~17:30 ※土日祝日・年末年始除く

保障の必要性

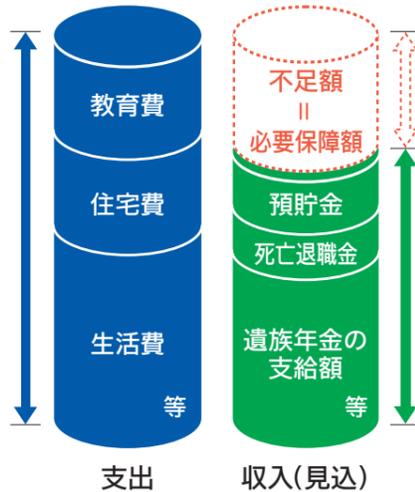
死亡への備えはどのくらいの保障額が必要？

「万一(死亡)」の場合の必要保障額について、このように考えてみてはいかがでしょうか？

$$\text{必要な資金(①)} - \text{準備済み資金(②)} = \text{必要保障額(③)}$$

①残されたご家族が生活するために必要な資金

もし世帯主の方に万一のことがあった場合、残されたご家族が生活するために必要な教育費や住宅費、生活費等の合計を計算します。



③必要保障額

「準備済み資金」で足りない部分(不足額)を生命保険などで準備します。

②準備済み資金

すでに準備済の預貯金や退職金、遺族年金の支給額を確認します。

独身の方へ 万一の場合に備えて、最低限の保障の準備は必要です

交通事故の死亡者数

1日平均約**7.3人**

警察庁/「令和5年中の交通事故の発生状況」

お葬式にかかる費用

葬儀費用合計 平均約**133.1万円**

※葬儀費用、飲食費用、返礼品、お布施(寺院などの御礼)の平均の合計額です。(株)鎌倉新書/「第5回お葬式に関する全国調査(2022年)」

世帯主の方へ 世帯主の方が万一の場合は、このような資金が必要となります

ご遺族の生活費

〈例〉月の生活費が30万円の世帯の場合

30万円×70%×12か月=**252万円**

→10年分で約**2,500万円**

→20年分で約**5,000万円**

現在の生活費の7割程度を目安に準備しましょう。

お子さまの教育費

〈例〉公立小・中学校→私立高校→私立大学(文法政経商系・屋間部・自宅通学)の場合

約**1,083万円**

文部科学省/「令和3年度 子供の学習費調査」「令和3年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額」(独)日本学生支援機構/「令和2年度 学生生活調査」

必要保障額はライフステージの変化に応じて変動します。現在のご自身に、万一のことがあった時、どのくらいの資金が必要なのか考えてみましょう。また、固定給者あんしん保険制度の生命保険は毎月お手続きができるので、ライフステージが変化した時は保障を見直しましょう。

生命保険加入者様 ご家族様向けサービス

DL Benefit Premium

DL Benefit Premiumとは、対象商品のご加入者のみなさまがご利用になれるサービスです。健康管理から自己啓発・趣味・スポーツ・レジャーに至るまで豊富なメニューをご用意しております。

健康・介護関連相談サービス(注1)



- 日常の健康相談からメンタルヘルスまで幅広くご相談いただけます。
- 原則24時間365日(注2)無料でご利用いただけます。(一部コンテンツを除く。)

主なサービスメニュー

- メディカル&生活関連 電話相談サービス……………健康相談ダイヤル、育児相談ダイヤル 等
- メンタルヘルスサービス……………メンタルヘルス相談ダイヤル、メンタルヘルスWEB相談サービス 等

(注1)健康・介護関連相談サービスは、下記の「優待利用サービス」の一部に含まれます。(注2)システムメンテナンス中は除く。

優待利用サービス

- ご家族でご利用できるお得な優待サービスです。PC・スマートフォンから専用サイトにログインすると豊富な優待サービスをご利用いただけます。

利用方法 加入者様へ別途お知らせします。

生命保険加入者様 向けサービス

QOLismライト

QOLismライトとは、みなさまの健康づくりをサポートするアプリです！

運動記録

スマートフォンの歩数情報を連動できるだけでなく、ランニング・筋トレ・サイクリング・水泳・ヨガなどの運動も記録できます。



疾病リスクチェック

健診データの入力結果に応じて、全5種類の疾病リスク(同じ年齢・性別の人たちの中のリスク度)を表示します。



ロジック提供: 国立がん研究センター 国立国際医療研究センター

食事記録・栄養計算

食事の写真を撮るだけで食事記録・栄養計算ができる「カロリーチェック」の機能で食生活をサポートします。



提供: ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

利用方法 アプリをダウンロード(無料)し、専用団体コード、その他必要項目を入力し登録 ※詳細は加入者様へ別途お知らせします。

- ※記載のサービスは、第一生命が提携する企業のサービスパートナーが提供するものです。ご利用に際して生じた損害については、第一生命は責任を負いかねます。
- ※健康・介護関連相談サービスで提供する情報はあくまで参考情報であり、必ずしも医療行為・介護に対する完全な情報が得られるとは限りません。
- ※健康・介護関連相談サービス、優待利用サービスは、サービス利用時点で事務幹事会社である第一生命の固定給者あんしん保険制度のうち、生命保険(団体定期保険)にご契約いただいている加入者(従業員等)様とご家族様にご利用いただけます。
- ※QOLismライトは、サービス利用時点で事務幹事会社である第一生命の固定給者あんしん保険制度のうち、生命保険(団体定期保険)にご契約いただいている加入者様にご利用いただけます。ご利用にあたってはQOLismライト利用開始時の利用規約・個人情報保護方針に同意のうえご利用ください。
- ※記載のサービスは、システムメンテナンスなどにより、利用できない場合があります。また、一部のサービスについて、地域によってご利用いただけない場合があります。
- ※インターネット通信料はお客さま負担となります。
- ※記載のサービスの内容は2024年10月時点の情報にもとづいて記載しており、内容は将来予告なく変更・終了することがあります。

入院手術保険 所得補償保険

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、22～23ページの「用語のご説明」をご覧ください。
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金のお支払いについて(必ずお読みください)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
入院手術保険 所得補償保険	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府防災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生日からその日を含めて支払対象期間※(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(365日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
傷害保険金	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
	傷害入院時一時金 ★傷害入院時一時金補償特約	「傷害入院」の状態が、免責期間※(0日)を超えて継続した場合	傷害入院時一時金額の全額 (注1) 1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2) 傷害入院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院時一時金を重ねてはお支払いしません。
入院手術保険	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ★特定精神障害補償特約セット P.21(☆)参照	保険期間の開始後(*)に発病※した病氣※のため、保険期間中に入院※された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*) 病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の保険期間の開始後とします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病氣※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病氣※ ●精神障害※(※1) およびそれによる病氣※ ●戦争、その他の変乱※、暴動による病氣(テロ行為による病氣は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性爆発性等による病氣(※2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等(※3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など (注) 保険期間の開始時(※5)より前に発病※した病氣(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病氣を発病した時が、その病氣による入院※を開始された日(※6)からご加入の継続する期間を過ぎた1年以上以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。)<支払対象外となる精神障害の例>アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4) その病氣と医学上因果関係がある病氣※を含みます。 (※5) 病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6) 疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ★特定精神障害補償特約セット P.21(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病氣※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病※した病氣の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*) 病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
入院手術保険	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ★特定精神障害補償特約セット P.21(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病氣※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病※した病氣の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*) 病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。
	疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ★特定精神障害補償特約セット P.21(☆)参照	「疾病入院」の状態が、免責期間※(0日)を超えて継続した場合	疾病入院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病氣※を発病※した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
入院手術保険	傷害入院時一時金 ★傷害入院時一時金補償特約	「傷害入院」の状態が、免責期間※(0日)を超えて継続した場合	傷害入院時一時金額の全額 (注1) 1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2) 傷害入院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院時一時金を重ねてはお支払いしません。
	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ★特定精神障害補償特約セット P.21(☆)参照	保険期間の開始後(*)に発病※した病氣※のため、保険期間中に入院※された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*) 病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の保険期間の開始後とします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病氣※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病氣※ ●精神障害※(※1) およびそれによる病氣※ ●戦争、その他の変乱※、暴動による病氣(テロ行為による病氣は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性爆発性等による病氣(※2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等(※3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など (注) 保険期間の開始時(※5)より前に発病※した病氣(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病氣を発病した時が、その病氣による入院※を開始された日(※6)からご加入の継続する期間を過ぎた1年以上以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。)<支払対象外となる精神障害の例>アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4) その病氣と医学上因果関係がある病氣※を含みます。 (※5) 病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6) 疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
入院手術保険	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ★特定精神障害補償特約セット P.21(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病氣※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病※した病氣の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*) 病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ★特定精神障害補償特約セット P.21(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病氣※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病※した病氣の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*) 病氣を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。
入院手術保険	疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ★特定精神障害補償特約セット P.21(☆)参照	「疾病入院」の状態が、免責期間※(0日)を超えて継続した場合	疾病入院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病氣※を発病※した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ★所得補償 (MS&AD型)特約 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約 (所得補償特約用) セット	保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が所得補償保険金の免責期間※(14日)を超えて継続した場合 (注1)【再度就業不能となった場合の取扱い】 所得補償保険金の免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (※)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	$\text{所得補償保険金額} \times \text{就業不能期間※の月数} + \text{所得補償保険金額} \times \text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数/30}$ (注1) 所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 原因または時を異にして発生したケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転※中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※などによる就業不能※ ●精神障害(*)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注)ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時(*)より前に発病※した病気(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (※1) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※2) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (支払対象外となる精神障害の例) 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害 など (※3) 就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
	所得補償保険		

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為は保険金の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。		
就業中の傷害危険対象外特約(自動セット)	職業または職務に従事している間のケガ※に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>同様の取扱いとなる保険金</td> </tr> <tr> <td>・傷害入院時一時金</td> </tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金	・傷害入院時一時金
同様の取扱いとなる保険金			
・傷害入院時一時金			
天災危険補償特約(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>同様の取扱いとなる保険金</td> </tr> <tr> <td>・傷害入院時一時金</td> </tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金	・傷害入院時一時金
同様の取扱いとなる保険金			
・傷害入院時一時金			
天災危険補償特約(所得補償特約用)(所得補償保険金のみ自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※による就業不能※の場合も、所得補償保険金をお支払いします。		

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金)、疾病入院時一時金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入タイプ(*)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*)の原因となった病気(*)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

- ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
- ②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(*)を発病した時が、その病気による入院(*)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院時一時金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(※2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※3) 疾病入院(*)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

補償対象外となる運動等
山岳登山(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*)操縦(*)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 (※1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3) 職務として操縦する場合は含みません。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

用語のご説明

用語	説明
あ行	
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
医師	被保険者以外の医師をいいます。
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日(*)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。 (*)疾病入院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
か行	
競技等	競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(*)いずれもそのための練習を含みます。
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
骨髄採取手術	組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
さ行	
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
就業不能	ケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。
就業不能期間	てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。 適用される保険金の名称 ●傷害入院保険金 ●疾病入院保険金
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 適用される保険金の名称 ●傷害入院保険金 ●疾病入院保険金

用語	説明
さ行	
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療※に該当する診療行為(*2) (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
所得補償保険金の免責期間	就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術※による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
乗用具	自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
先進医療	手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た行	
治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
てん補期間	所得補償保険金の免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。
な行	
入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
は行	
発病	医師※が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
平均月間所得額	所得補償保険金の免責期間※が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
ま行	
免責期間	支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。 適用される保険金の名称 ●傷害入院時一時金 ●疾病入院時一時金

入院手術保険 所得補償保険

ご注意事項(必ずお読みください)

ご加入にあたっての注意事項

- (1)この保険はセブン - イレブン加盟店共済会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- (2)お申込人となれる方はセブン - イレブン加盟店共済会の固定給者(加盟店共済会の準会員)に限ります。
- (3)この制度で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、セブン - イレブン加盟店共済会の固定給者(加盟店共済会の準会員)です。
(*)加入申込票(またはWeb画面)の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- (4)この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
当制度は、すべてセブン - イレブン加盟店共済会が保険会社と締結した下記の団体保険契約に基づき運営されており、保険契約の内容以外の取扱いは行われません。保険契約の内容は本パンフレットに記載されており、保険約款に基づいて運営されます。また、当制度は、セブン - イレブン加盟店共済会の福利厚生制度の一環として運営される団体保険のため、皆さまのご加入状況、保険金の支払状況または福利厚生制度の変更等により、将来保険契約の内容が変更されまたは継続できない場合があります。

引受保険会社	〈団体総合生活補償保険(MS&AD型)〉 三井住友海上火災保険(株)
代理店、扱者	株式会社セブン・フィナンシャルサービス

- (5)引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- (6)〈経営破綻した場合等の保険契約者の保護について〉
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】	保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
【ケガの補償】	保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
【上記以外の補償】	保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- (7)お客様のご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- (8)ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- (9)〈税法上の取扱い〉(2025年2月現在)
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
(注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
- (10)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- (11)〈自動継続の取扱いについて〉
前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプランでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)
- (12)柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

事故発生時の注意事項

- (1) **保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡(連絡先はP.41参照)**
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) **保険金のご請求時にご提出いただく書類**
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

○引受保険会社所定の保険金請求書	○引受保険会社所定の同意書
○事故原因・損害状況に関する資料	○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
○引受保険会社所定の診断書	○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
○診療状況申告書	○他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
○死亡診断書	○所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)
○休業・所得証明書	

 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- (3) **代理請求人について**
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
(*)法律上の配偶者に限ります。
- (4) **保険金支払いの履行期**
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*)を終えて保険金をお支払いします。(*3)
(*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
(*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)健康状況告知書ご記入 (またはWEB画面へのご入力)のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点を**お読みいただき**、加入申込票(またはWeb画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入(またはWeb画面へご入力)ください。

＜継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。＞
(*)疾病入院時一時金の追加セット、所得補償保険金額の増額等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票(またはWeb画面)の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入(またはWeb画面へご入力)にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受けについて次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。
疾病入院時一時金補償特約	① 団体保険申込書記載の「疾病・症状一覧表」のB欄に該当された場合、ご加入をお引受けします。 ② 団体保険申込書記載の「疾病・症状一覧表」のA欄に該当された場合、ご加入をお引受けできません。
所得補償(MS&AD型)特約	

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくはP.31重要事項のご説明(注意喚起情報)10をご覧ください。
現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	
所得補償(MS&AD型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含まれます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入(またはWeb画面へご入力)いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点で **お客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2. **加入申込票(またはWeb画面)へ記載・記入・ご入力の漏れ・誤りがないかご確認ください。**

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票(またはWeb画面)に正しくご記入・ご入力いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入・ご入力の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入(またはWeb画面へご入力)いただいていますか?
「年齢」欄は保険始期日時点での満年齢をご記入(またはWeb画面へご入力)ください。
*ご記入(またはWeb画面へご入力)いただいた年齢と生年月日から算出した年齢が異なる場合には、生年月日から算出したものを年齢として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入(またはWeb画面へご入力)されていますか?
*ご加入いただく保険商品の加入申込票(またはWeb画面)によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- 「固定給者所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。保険金額(ご契約金額)は平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の国民健康保険ご加入の方(個人事業主等)の場合は70%、健康保険等ご加入の方(給与所得者等)は50%以下となるようなプランでお申込みされていますか?
- 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入(またはWeb画面へご入力)いただいていますか?

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票(またはWeb画面)」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合は、脱退届をご提出ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

- この保険契約の契約者であるセブン・イレブン加盟店共済会(以下加盟店共済会)は、この保険契約の適切な運営を目的として、加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、職種、就業状況、現在および過去の傷病歴、保険契約内容等)を本申込及び(株)セブン・イレブン・ジャパン、(株)セブン・イレブン・沖縄から取得し利用します。加盟店共済会は、取得した個人情報を保険契約を締結する引受保険会社へ提出いたします。また、この保険契約の適切かつ円滑な運営のために(株)セブン・イレブン・ジャパン、(株)セブン・イレブン・沖縄、(株)セブン・フィナンシャルサービスおよびそのグループ会社、ならびに委託会社GMOペイメントゲートウェイ(株)に提供することがあります。
- この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
 - 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
 - 提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋
 上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。
- 契約等の情報交換について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について
引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。
引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

このパンフレットは、団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

入院手術保険 所得補償保険

重要事項のご説明

契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。普通保険約款・特約については、保険契約者であるセブン・イレブン加盟店共済会に配付されています。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

- 商品の仕組み
この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になる場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ●保険期間の開始時点で満15歳以上満74歳以下(新規加入の場合は満69歳以下の方)の方 ●健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
疾病入院時一時金補償特約	
所得補償(MS&AD型)特約	

- (*) 加入申込票(またはWeb画面)の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (2)補償内容
保険金をお支払いする場合はP.18~20のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
 - ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
P.18~20をご参照ください。
 - ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
P.18~20をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。
- (3)セットできる主な特約およびその概要
P.18~20をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
- (4)保険期間
この保険の保険期間は、1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票(またはWeb画面)の保険期間欄にてご確認ください。
- (5)引受条件
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客様が実際にご加入いただく保険金額につきましては、P.7またはP.11の保険金額欄および加入申込票(またはWeb画面)、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
 - 保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
 - 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料
保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましてはP.7またはP.11の保険料欄にてご確認ください。
3. 保険料の払込方法について
P.6またはP.10をご参照ください。
4. 満期返れい金・契約者配当金
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
5. 解約返れい金の有無
ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」(P.31)をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。普通保険約款・特約については、保険契約者であるセブン-イレブン加盟店共済会に配付されています。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリング・オフ説明書(ご契約の申込みの撤回等)

この保険はセブン-イレブン加盟店共済会が保険契約者となる団体契約であることからクーリング・オフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票(またはWeb画面)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票(またはWeb画面)の記載内容を必ずご確認ください。
- 【告知事項】
- ①他の保険契約等(*)に関する情報
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年齢」
- ③被保険者の健康に関する告知
(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入(またはWeb画面へご入力)のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票(またはWeb画面)の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡 保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、P.6またはP.10記載の方法により払込みください。P.6またはP.10記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

P.18～20をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、P.6またはP.10記載の方法により払込みください。P.6またはP.10記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

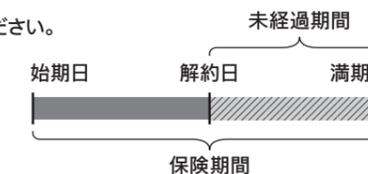
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P.24をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P.28をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

〈代理店・扱者〉株式会社セブン・フィナンシャルサービス(セブン-イレブン加盟店共済会事務局)

TEL: 03-6238-3762

電話受付時間: 9:30~17:30 ※土日祝日・年末年始除く

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120-632-277** (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

生命保険

重要事項のご説明

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者であるセブン-イレブン加盟店共済会に配付されています。

確認事項

【意向確認のお願い】加入・増額の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自身が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容をご意向に沿った内容となっていますか？

契約概要のご説明（生命保険（団体定期保険））

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。

加入・増額の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

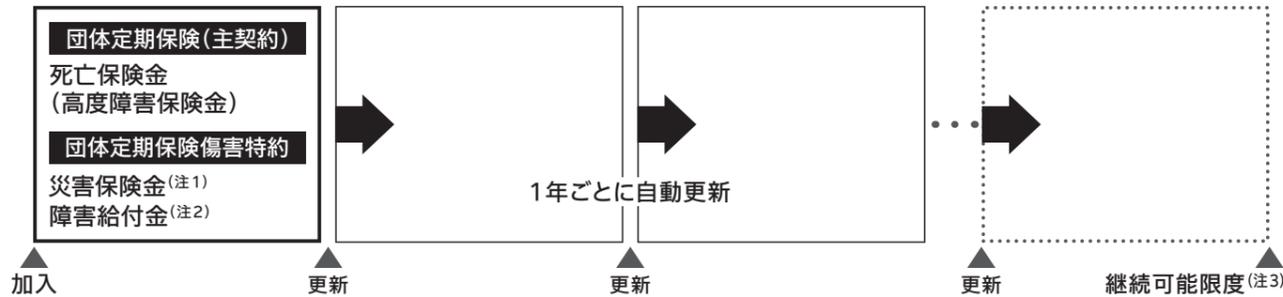
1. 保険の名称

団体定期保険
特約：団体定期保険傷害特約、団体定期保険年金払特約

2. 保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態、不慮の事故による所定の身体障害状態になった場合の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- **保険期間は1年ですが、更新によりP.33の「4. 責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。**
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



(注1) 不慮の事故または特定感染症を原因とする場合に支払われます。病気(特定感染症を除く)を原因とする場合は支払われません。

(注2) 不慮の事故を原因とする場合に支払われます。病気を原因とする場合は支払われません。

(注3) 継続可能限度は、満80歳6か月に達した直後の6月末日です。

3. 加入・増額できる方【加入資格】(年齢は、2025年7月1日[更新日]時点の年齢)

満14歳6か月超、満75歳6か月以下までのセブン-イレブン給与システムによる固定給者登録のある固定給者様

(注1) 健康状態によっては、加入・増額できない場合があります。

(注2) 支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金・給付金は支払われません。加入後に加入対象者でなくなった場合には加盟店共済会事務局までご連絡ください。

(注3) 退職または、固定給者登録から時給者登録に変更となった場合は、速やかに脱退手続きいただきます。

4. 責任開始日・保険期間

- 毎月15日までにお申込みの方の責任開始(加入・増額)日は、翌月1日となります。
- この保険の保険期間は2025年7月1日から2026年6月末日までの1年間ですが、毎月15日までにお申込みの方について保障される期間は、上記の責任開始日から2026年6月末日までとなります。

(注1) 保険期間満了時において特段のお申出がない場合には、原則として自動的に更新されます。

(注2) 継続可能限度は、満80歳6か月に達した直後の6月末日です。

(注3) 脱退事由(P.34の「8. 制度からの脱退等」参照)に該当した場合は継続できません。

5. 保障金額・保険料表

- P.15の「保障金額と毎月の保険料は?」をご覧ください。保険料は、毎年の更新時に見直されます。

6. 保障内容【支払事由】

保険金・給付金は**いずれも保険期間中(責任開始日以後)に支払事由に該当した場合に支払われます。**

実際のお支払いは、保険金・給付金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

(注1) 保険金・給付金が支払われない場合は、P.38の「5. 保険金・給付金をお支払いできない場合」を確認ください。

(注2) **保険金・給付金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。**

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態(P.35の 別表1 参照)になった場合
災害保険金	責任開始日以後に発生した 不慮の事故によるケガを直接の原因として 、事故の日から起算して180日以内に死亡した場合、または、責任開始日以後に発病した特定感染症(P.35の 別表2 参照)により死亡した場合
障害給付金	責任開始日以後に発生した 不慮の事故によるケガを直接の原因として 、事故の日から起算して180日以内に給付割合表(P.36の 別表3 参照)に定める所定の身体障害状態に該当した場合 ・ 障害給付金額は給付割合表に定める障害等級に応じて定まります。 ・ 同一の不慮の事故または同一の保険期間におけるお支払いは、通算して10割を限度とします。 ・ 身体の同一部位に生じた給付割合表の2種目以上に該当する障害については、最も上位の給付割合での支払いとなり、重複して支払われません(すでに支払われた障害給付金がある場合には差額が支払われます)。 ・ すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害(前障害)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の給付割合から、その前障害の状態の給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位に対応する給付割合)を差し引いた割合がその身体障害についての給付割合となります。

- 【ご注意】
- 「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。
 - 「災害保険金」は、同一の不慮の事故による「障害給付金」がすでに支払われた場合、その金額を差し引いた額となります。
 - 「障害給付金」は、同一の不慮の事故による「災害保険金」がすでに支払われた場合、支払われません。
 - 「災害保険金」は、不慮の事故または特定感染症を原因とする場合に支払われます。病気(特定感染症を除く)を原因とする場合は支払われません。
 - 「障害給付金」は、不慮の事故を原因とする場合に支払われます。病気を原因とする場合は支払われません。

《参考》保険金・給付金のお支払い例：死亡保険金1,000万円に加入していた場合

記載の例は一例であり、保険金・給付金が支払われない場合もありますのでご注意ください。

死亡(所定の高度障害状態該当)の場合
 ➡ 死亡(高度障害)保険金1,000万円が支払われます。

不慮の事故による死亡の場合
 ➡ 死亡保険金1,000万円 + 災害保険金500万円が支払われます。

不慮の事故による所定の高度障害状態(障害等級1級)に該当の場合
 ➡ 高度障害保険金1,000万円 + 障害給付金500万円が支払われます。

不慮の事故による障害等級6級に該当の場合
 ➡ 障害給付金50万円が支払われます。

7. 受取人

受取人		
被保険者	死亡保険金・災害保険金	高度障害保険金・障害給付金
本人	被保険者が指定した方(被保険者ご自身以外)	被保険者ご自身

(注1)原則、第三者(親族以外の方)を死亡保険金受取人とすることはできません。

(注2)遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

●死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。

●死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位(下表参照)の高い方になります。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の戸籍上の配偶者	第二順位	被保険者の戸籍上の子(子が死亡している場合には、その直系卑属)		
第三順位	被保険者の父母	第四順位	被保険者の祖父母	第五順位	被保険者の兄弟姉妹

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

8. 制度からの脱退等

●お申出により制度から脱退することができます。

(注) **制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日まででは保障します。**

●次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、退職または固定給者登録から時給登録に変更となった場合など

9. 保険金等の年金受取(団体定期保険年金払特約)

保険金等支払の際に受取人からの請求にもとづき、保険金等の全部または一部で年金基金を設定し、年金基金より年金をお支払いする仕組みです。死亡保険金・高度障害保険金・災害保険金・障害給付金(1級)は、一時金(一括受取)に代えて「年金」での受け取りが可能です(上記以外の給付金は年金での受け取りはできません)。

(注) このお取り扱いには、**保険金等の受取方法**に関するものです。年金の種類・型、最低年金額、最低年金基金額等には一定の制限があります。また、今後取扱内容が変更されたり、お取り扱い自体がなくなる場合があります。

10. 引受保険会社

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

引受保険会社(引受割合)(記載の内容は2024年11月1日時点のものです。)

第一生命保険株式会社(38%)

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211

日本生命保険相互会社(55%) 明治安田生命保険相互会社(4%) 大樹生命保険株式会社(3%)

11. 主な税法上の取扱い(この保険について想定される一般的なお取り扱いです)

●保険料

本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。ただし、傷害特約部分の保険料については生命保険料控除の対象とはなりません。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

生命保険料控除証明書は毎年年末に登録のご住所宛に送付します。

●死亡保険金・災害保険金

本人の死亡によって相続人が受け取る保険金(保険料を本人が負担していたもの)は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。(相続税法第3条・第12条)

●高度障害保険金・障害給付金

非課税となります。(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)

(注) 税務のお取り扱いについては、2024年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

12. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。この保険契約の契約者であるセブン・イレブン加盟店共済会(以下加盟店共済会)は、この保険契約の適切な運営を目的として、加入対象者(被保険者)および死亡保険金受取人の個人情報(氏名、性別、生年月日、職種、就業状況、現在および過去の傷病歴、保険契約内容等)を本申込及び(株)セブン・イレブン・ジャパン、(株)セブン・イレブン・沖縄から取得し利用します。

●加盟店共済会は、取得した個人情報を保険契約を締結する引受保険会社へ提出いたします。また、この保険契約の適切かつ円滑な運営のために(株)セブン・イレブン・ジャパン、(株)セブン・イレブン・沖縄、(株)セブン・フィナンシャルサービスおよびそのグループ会社ならびに、委託会社GMOペイメントゲートウェイ(株)に提供することがあります。

●引受保険会社は受領したすべての個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等のために利用するほか、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内、提供および契約の維持管理、保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他、保険に関連・付随する業務のために利用します。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(機微<センシティブ>情報)の利用目的は、保険業法施行規則により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。また、引受保険会社は取得している個人情報を上記目的の範囲内で加盟店共済会および、他の引受保険会社全社に提供することがあります(各種商品・サービスの詳細ならびに個人情報保護方針に関しては、引受保険会社のホームページをご覧ください)。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、上記に準じて個人情報が取扱われます。

各保険商品ごとの引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、被保険者の個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

別表1 高度障害状態とは(生命保険の高度障害保険金該当状態)

(公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

I. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

II. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

III. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表2 特定感染症とは

「特定感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
コレラ	A00	ラッサ熱	A96.2
腸チフス	A01.0	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
パラチフスA	A01.1	マールブルグウイルス病	A98.3
細菌性赤痢	A03	エボラウイルス病	A98.4
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	痘瘡	B03
ペスト	A20	重症急性呼吸器症候群[SARS] (病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限ります。)	U04
ジフテリア	A36		
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80		

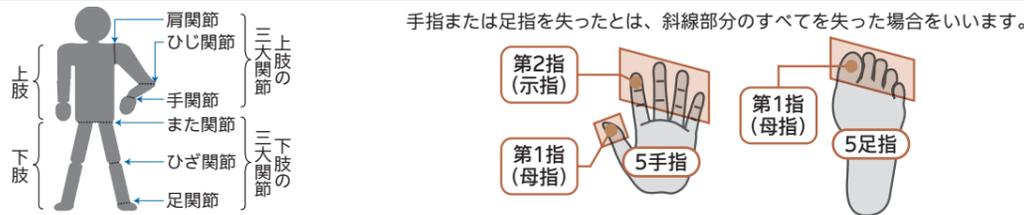
(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。)である感染症をいいます。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「特定感染症」に含みます。

なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「特定感染症」に含みません。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

別表3 障害とは(生命保険の障害給付金該当状態[※]) ※団体定期保険傷害特約の支払対象
(公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。給付割合は災害保険金額に対する割合です。)

障害等級	身体障害	給付割合
1級	1 両眼の視力を全く永久に失ったもの	10割
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	
	3 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
	4 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	5 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	6 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	7 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
2級	8 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	7割
	9 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	10 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの	
3級	11 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	5割
	12 1眼の視力を全く永久に失ったもの	
	13 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
	14 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
	15 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの	
	16 10足指を失ったもの	
	17 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	
4級	18 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	3割
	19 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	
	20 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	
	21 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	
	22 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	
	23 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの	
	24 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの	
	25 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの	
	26 10足指の用を全く永久に失ったもの	
	27 1足の5足指を失ったもの	
5級	28 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	1.5割
	29 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	30 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの	
	31 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの	
	32 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	
	33 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	
	34 1耳の聴力を全く永久に失ったもの	
	35 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	
	36 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	
6級	37 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	1割
	38 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	39 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの	
	40 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	
	41 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの	
	42 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの	
	43 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	



ここまでが「契約概要 生命保険(団体定期保険)」となります。

第一生命お問い合わせ先

保険金等請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金等のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。加入内容から、支払事由に「該当するのでは?」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

【第一生命保険株式会社 団体保障事業部】 TEL: 0120-709-471 (団体保険総合受付フリーダイヤル)
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金等をもれなくご請求いただくために、被保険者さまおよびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約への加入がある場合、そのご契約の保障内容を確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。

告知・その他のお問い合わせ先

- 告知について
- 当パンフレット(契約概要 生命保険(団体定期保険)・注意喚起情報 生命保険(団体定期保険))に関するご要望・苦情について以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と団体番号(0790593)をお伝えください。

【第一生命保険株式会社 団体保障事業部】 TEL: 0120-005-328 (団体保険総合受付フリーダイヤル)
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

注意喚起情報（生命保険（団体定期保険））

加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。

必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。

(注) 増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

1. 告知に関する重要事項

健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

告知

現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といえます。加入の申込みにあたっては、指定された画面・書面（告知事項）で引受保険会社がおたずねすることからについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知の方法

指定された画面・書面（告知事項）に回答・提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

正しく告知いただけない場合の取り扱い

事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金等が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

傷病歴などがある場合のお引き受け

傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

告知に関するお問い合わせ

P.37の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめご了承ください。

2. 責任開始について

提出された加入・変更申込書兼告知書にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定（承諾）する権限（代理権）はありません。

3. クーリング・オフ（お申込みの撤回）の適用に関する事項

この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ（お申込みの撤回）の適用はありません。

4. 脱退による返戻金や満期による保険金について

この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

5. 保険金・給付金をお支払いできない場合

(注) 増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金・給付金が支払われません。

- 「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合
- 約款に定める免責事由に該当した場合

死亡保険金・高度障害保険金

- 加入日から起算して1年以内に自殺したとき（※1）
- 保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（主契約のみ）
- 死亡保険金受取人の故意により死亡したとき
- その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき
- 戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき（※2）

（※1）精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。

（※2）戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。

災害保険金・障害給付金

- 保険契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき

- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（※3）
（※3）地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金・給付金を全額または削減して支払います。

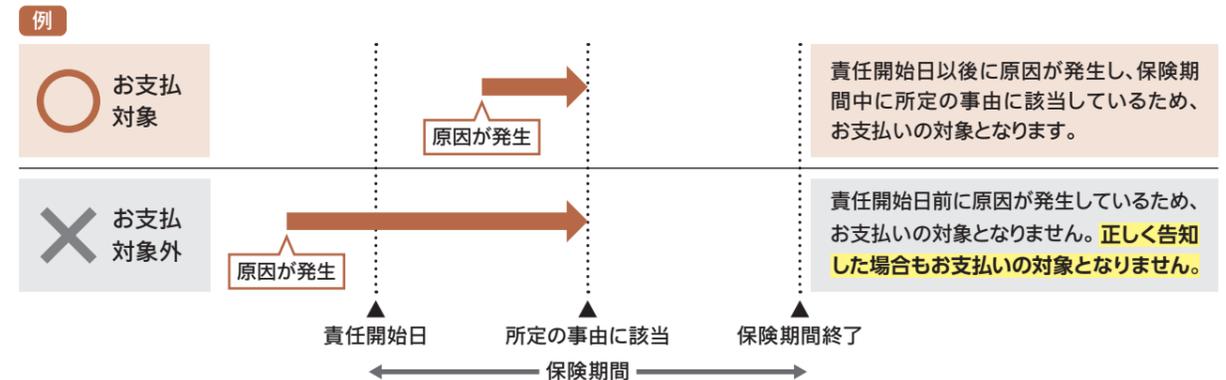
- 保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金・給付金の支払事由に該当した場合
- 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合
- 支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合
- 加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金・給付金の不法取得目的、他人に保険金・給付金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合
- その他、お支払いできない場合

高度障害保険金

- 責任開始日より前に発病していた病気（※4）、または発生したケガ・障害を原因として所定の高度障害状態に該当したとき（下記の例参照）
（※4）「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ・医師の診療を受けたことがある。
 - ・健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含む）を受けたことがある。
 - ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人（主たる被保険者）が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

災害保険金・障害給付金

- 責任開始日より前に発生した不慮の事故によるケガを原因とするとき（下記の例参照）



6. 保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、加入保険金額等が削減されることがあります。詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【生命保険契約者保護機構】 TEL: 03-3286-2820

受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

7. ご相談窓口等

- お手続きや当制度に関するご要望・苦情については加盟店共済会事務局へご連絡ください。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について
この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

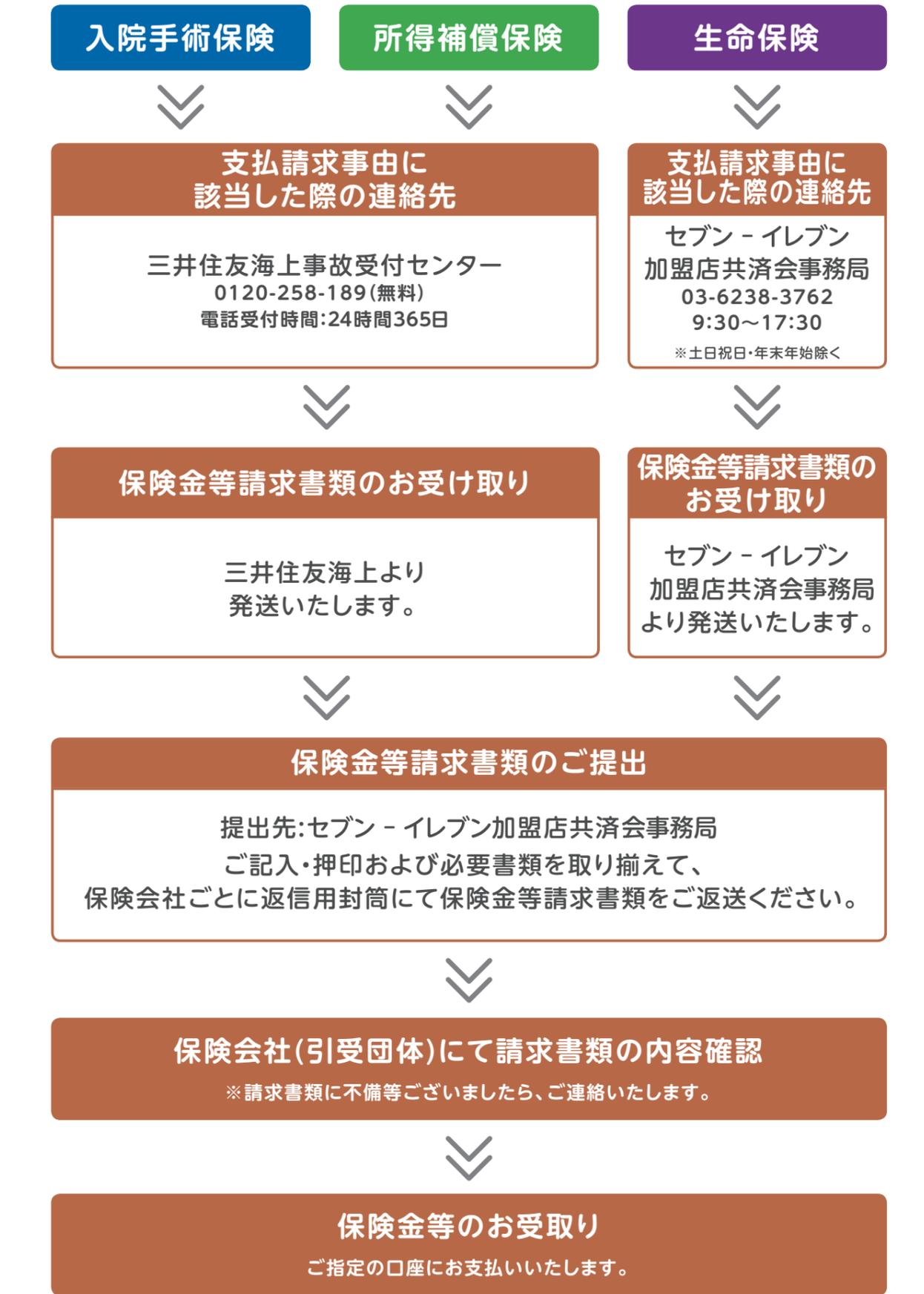
ここまでの「注意喚起情報 生命保険（団体定期保険）」となります。

加入申込手続きの流れ

項目	入院手術保険、所得補償保険	生命保険
お手続き方法	パソコンやスマートフォンよりお申込み 下記二次元コードよりWeb手続きフォームへ	書面にてお申込み 下記二次元コードより申込書請求フォームへ
申込期間	新規加入	通年
	変更	別途ご加入者様に個別にご案内いたします。



保険金等請求の流れ



入院手術保険

所得補償保険

生命保険

共通事項・注意情報等

(金融機関・郵便局用)

加盟店名
セブン・イレブン加盟店共済会

A4サイズ

預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書(収加)

※必ずコピーをお持ちください。

私は、三井住友カード株式会社(旧SMBCファイナンスサービス)から請求された金額を私名義の下記口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社	三井住友カード株式会社 (旧SMBCファイナンスサービス)	振替日 (払込日)	5日・6日 23日・27日	(金融機関休業日の場合は翌営業日)
--------	----------------------------------	--------------	------------------	-------------------

※ご利用サービスによって、選択できる振替日が限定される場合がございます。

ゆうちょ銀行以外の銀行またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

ゆうちょ銀行以外の銀行	金融機関コード	支店コード	預金種目 (どちらかに○印)	口座番号 (右詰でご記入ください。)
	銀行信用金庫組合	本店出張所	1.普通 2.当座	
ゆうちょ銀行	口座名義人	金融機関お届け印		
	法人の場合は、社名、代表者、役名、氏名を省略せずご記入ください。	印		
ゆうちょ銀行	口座名義人	ゆうちょ銀行お届け印		
	法人の場合は、ゆうちょ銀行へお届けの社名、代表者、役名、氏名を省略せずご記入ください。	印		
種目コード	契約種別コード	記号	番号	(右詰でご記入ください。)
1 6 6	3 0 1		0	
払込先口座番号	0 0 1 1 0 - 5 - 5 8 8 3 0	払込先加入者名	三井住友カード株式会社	

捨印
ゆうちょ銀行を除く

金融機関へのお届け印ですか
注意!

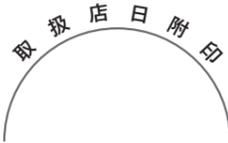
<加盟店使用欄>

顧客コード(13桁) ※ショップIDを上2桁目からご記入ください	サイトID(13桁) ※上4桁目の数字部分からご記入ください		
1 0 1 4 7 1 8 5 0 6 3 1	m s t 2 0 0 0 0 1 1 3 2 8		
会員ID(60桁以内)			
料金等の種類	保険料		
収納企業名	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	委託者コード	2 7 1 5 1 0 0 0

一預金口座振替規定一 *ゆうちょ銀行払いは除く。

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
 - 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 - この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、この申出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
 - この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑を掛けません。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関使用欄	(不備返却事由)
	1. 預金(貯金)取引なし 2. 記載事項等相違 店名、預金種目、口座番号、 記号番号相違、口座名義 3. 印鑑相違 4. その他()
備考	
検印	印鑑照合
受付印	



(金融機関へのお願い)
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記不備返却先にご返却下さい。

(不備返却先)
三井住友カード株式会社
Sライン口座振替係
〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江3-6-11

◎書類の流れお客さま→加盟店(セブン・イレブン加盟店共済会)→三井住友カード→金融機関

セブン・イレブン加盟店共済会事務局宛て

書類送付用ラベル

切手不要でお送りいただけます。コピーして封筒に貼り付けてお使い下さい。

▼長形3号サイズ(120×235mm)用ラベル

料金受取人私郵便 麹町局承認 3286	差出有効期間 2027年3月 31日まで	102-8790 (定形郵便物)222
セブン・イレブン加盟店共済会事務局 保険サービス事業本部 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 東京都千代田区千代田4番地5		

▼角形2号サイズ(240×332mm)用ラベル

料金受取人私郵便 麹町局承認 3287	102-8790 (定形外郵便物)
差出有効期間 2027年3月 31日まで	東京都千代田区二番町4番地5 株式会社セブン・イレブン・ジャパン セブン・イレブン加盟店共済会担当行 保険サービス事業本部

必要書類を
封筒へお入れください。



- 封筒を用意してください。
※長形3号サイズ(120×235mm)
※角形2号サイズ(240×332mm)
- 送付用ラベルをサイズを変えずに印刷してください。
- 点線で切りとり、封筒の上部にあわせて剥がれないようにしっかりとお貼りください。
(剥がれてしまうと届かない場合がございます。)
- 切手不要でお送りいただけます。

✂きりとり線